

令和 2 年 第 1 0 回

# 武蔵村山市教育委員会定例会

令和 2 年 1 0 月 1 6 日

武蔵村山市教育委員会



## 令和2年第10回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 令和2年10月16日(金)

開会 午前 9時30分

閉会 午前10時14分

2. 場 所 武蔵村山市役所5階 委員会室

3. 出席委員 池谷光二(教育長) 大野 順 布  
杉原 栄 子 比留間 雅 和  
潮 美 和

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	神子 武己	学校教育担当部長	高橋 良友
教育総務課長	井上 幸三	教育施設担当課長	櫻井 謙次
指導・教育センター担当課長	赤坂 弘樹	学校給食課長	長谷 慶一
防災食育センター整備担当課長	矢野 喜之	文化振興課長	高橋 一磨
スポーツ振興課長	西原 陽	図書館長	三條 博美
指導主事	加藤 由裕	指導主事	石井 和成

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策係 市場 直樹  
吉野恵里加

## 議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第69号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第70号 武蔵村山市立学校の学校医の解嘱及び委嘱に係る臨時代理の承認について
- 6 その他
- 7 議案第71号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の懲戒処分について

**◎開会の辞**

○池谷教育長 本日の会議に際し、1名の方から傍聴の申出があり、武蔵村山市教育委員会会議規則第29条の規定に基づき、会議の傍聴を許可しましたので報告いたします。

また、本日の会議におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、密閉・密集・密接の状況を極力回避して進めてまいりたいと思いますので、委員の皆様方には御協力をお願いいたします。

なお、これに関連して、会議時間をできるだけ短くするように努めることも必要であると考えます。そのため、事務局職員におきましては、簡潔な説明をお願いします。

それでは、始めます。

本日の出席委員は全員でございます。

これより、令和2年第10回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

---

**◎議事日程の報告**

○池谷教育長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

---

**◎日程第1 会期の決定**

○池谷教育長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思います。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

---

**◎日程第2 前回会議録の承認**

○池谷教育長 日程第2、前回会議録の承認を議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

本日の会議録の署名は、大野教育長職務代理人にお願いいたします。

---

### ◎日程第3 教育長報告

○池谷教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

1点目でございますが、令和2年度教育関係寄附及び寄贈に対する感謝状の贈呈者一覧についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和2年度教育関係寄附及び寄贈に対する感謝状の贈呈者一覧について、御報告申し上げます。

令和元年9月1日から令和2年8月31日までの間で、市の表彰規程に当てはまらない本市の学校教育、社会教育のために寄附、寄贈をしていただいた個人及び団体に対しまして、教育委員会から感謝状を贈呈したいと考えております。

対象者及び寄附、寄贈の内容等は資料にお示ししたとおりでございます。

以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、2点目でございます。

令和2年度学校選択制申請状況(令和3年度入学)についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和2年度学校選択制申請状況(令和3年度入学)について、御報告申し上げます。

令和3年4月に中学校に入学する新1年生を対象とした学校選択制の申請を9月に受付した結果でございます。

本年度は86人の申請がございました。

令和3年度の入学予定者数は691人でございますので、約12.4%の児童に学校選択制の制度を御利用いただいたこととなります。

参考となりますが、令和元年度については742人の入学予定者のうち、申請は129人で17.3%の実績でございました。

資料の上段の表を御覧いただきたいと思います。

各中学校の状況でございますが、表の縦が転入、横が転出となっております。

第一中学校は、転入40人、転出20人。村山学園中学部は、転入2人、転出11人。第三中学校は、転入23人、転出5人。大南学園第四中学校は、転入21人、転出10人。第五中学校は、転入0人、転出40人となっております。

次に、中段の表、主な理由でございますが、友人関係、部活動、通学距離、兄弟関係、その他の主な理由では、進学実績、学校パンフレット、学校設備・施設面などが挙げられております。

最後に、下段の入学予定者数の表を御覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、今後、転入・転出や私立学校への入学者等の状況により変動することがございます。あくまでも現時点での情報を基に、算定した数値ということになりますが、参考として御報告をさせていただきます。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防の観点から、例年、申請後に実施しております学校、保護者、児童による三者面談を省略することといたしました。三者面談の際に、児童及び保護者にお伝えしている学校のルール等につきましては、申請時に申請者にお伝えし、御確認をいただいたところでございます。

三者面談を省略することから、今年度につきましては例年よりも早く、申請者へ結果通知を発送できる見込みでおります。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 続きます、3点目でございます。

市内中学校における新型コロナウイルス感染者の発生についてでございます。

資料3を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

高橋学校教育担当部長、お願いします。

○高橋学校教育担当部長 それでは、市内中学校における新型コロナウイルス感染者の発生について、御報告いたします。

資料3を御覧ください。

令和2年9月10日木曜日、小中一貫校大南学園第四中学校に勤務する50代の女性教職員が、新型コロナウイルス感染症の陽性となったことが判明いたしました。

症状についてですが、9月8日火曜日に当該教職員の同居家族が発熱し、9月9日水曜日に抗原検査を受け、陽性が確認され、9月10日木曜日にPCR検査を受け、陽性が確認されました。

当該教職員については、9月10日木曜日に発熱し、抗原検査を受け、陽性が確認されました。

次に、学校、教育委員会の対応についてですが、当該教職員の陽性確認を受け、9月11日金曜日に、小中一貫校大南学園第四中学校の全生徒を臨時下校させ、9月15日火曜日まで臨時休業といたしました。

また、9月11日金曜日に、保健所から濃厚接触者の特定や、PCR検査の実施、消毒作業等について指示を受けました。

そして、消毒作業につきましては、保健所の指示どおり、9月11日金曜日に陽性が確認された教職員が活動した教室や、学校内共用部の消毒を行いました。

次に、濃厚接触者の特定やPCR検査についてですが、濃厚接触者は確認されませんでした。ただし、接触者に該当する生徒27人及び教職員12人については、保健所からPCR検査を行うよう指示があり、9月12日土曜日に接触者全員のPCR検査を行い、9月14日月曜日に全員の陰性が確認されました。

最後に、その後の学校の状況についてですが、学校は9月16日水曜日からは、新型コロナウイルス感染症対策を十分に履行した上で、教育活動を再開いたしました。

また、当該教職員も完治し、現在では学校で通常どおり勤務をしている状況でございます。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 続きますので、4点目でございます。

令和2年度武蔵村山市立小・中学校研究発表会についてでございます。

資料4を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

赤坂指導・教育センター担当課長、お願いします。

○赤坂指導・教育センター担当課長 それでは、令和2年度武蔵村山市立小・中学校研究発表会について、御報告いたします。



こちらは、今年度実施いたします研究発表の日時等について一覧にまとめたものでございます。

1 段目、雷塚小学校が令和 3 年 1 月 22 日金曜日に、2 段目、第十小学校が令和 3 年 2 月 12 日金曜日に、どちらも市の特色ある学校づくり推進校としての発表を行います。

3 段目は、第一小学校の東京都の持続可能な社会づくりに向けた教育推進校としての発表ですが、東京都教育委員会との協議を踏まえ、紙上発表という形で令和 3 年 2 月 19 日金曜日に行います。

全ての学校の研究発表は、それぞれ重要な教育課題への取組となっていることから、できる限り多くの教員が参加できるよう、各校長に依頼をしたところでございます。

教育委員会といたしましては、各学校の研究を通して、児童・生徒の生きる力を育めるよう、引き続き支援をまいります。

以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、5 点目でございます。

令和 2 年度授業改善推進プランについてでございます。

資料 5 を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、指導主事から報告いたします。

加藤指導主事、お願いします。

○加藤指導主事 それでは、令和 2 年度授業改善推進プランについて、御説明いたします。

授業改善推進プランは、東京都教育委員会及び本市教育委員会児童・生徒の学力向上を図るための調査の結果分析等に基づき、授業を改善するための計画として、毎年度、各学校において作成をしているものでございます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症感染防止による臨時休業の実施により、都調査及び市調査については中止となっております。

そのため、授業改善推進プランの作成に当たっては、学力調査の結果を含まず、1 学期の児童・生徒の学習状況から、(1) 児童・生徒の実態から特に育成したい能力や態度、(2) 指導形態、指導過程及び指導方法等の工夫について作成することといたしました。

また、項目については、各学年で確実に取り組む内容として、それぞれ 2 項目まで記述することといたしました。

お手元の資料は、行政順に並べたものですが、今年度、作成した中から小学校 2 校、中学校 1 校について、簡単ではございますが、御説明いたします。

まずは、第十小学校です。

42 ページを御覧ください。

学力向上を図るための全体計画の下段、授業改善に向けた視点、教育課程編成上の工夫においては、4年生以上に、漢字・計算などの習熟・反復の時間を確保するとあります。

これを受けて、46 ページからの4年生以上の推進プラン、ここでは算数を取り上げますが、算数では、適宜、復習を取り入れるという手立てを示しております。臨時休業により、授業時数が減少している中ではありますが、既習事項を確実に身に付けさせるため、反復学習の機会を設定するというようにしております。

次に、雷塚小学校です。

50 ページを御覧ください。

学力向上を図るための全体計画の下段にあります本校の授業改善に向けた視点、指導内容・指導方法の工夫では、「対話」を中心とした学び合う時間の確保を行うこと、全校共通で取り組む事項も、学習意欲を高める方策と評価では、「学び合い」による、児童間で課題を解決していく学習環境の工夫を位置付けています。

51 ページからの各学年の推進プランを見ますと、児童同士の話し合いや学び合いを通して課題を解決させること。話し合いの方法を具体的に示すことなど、話し合い活動を活発化することで、児童が主体的に学習に取り組む態度の育成を推進する考えです。

雷塚小学校は、特色ある学校づくり推進校として、対話を大切にした授業づくりを推進しております。今後、改善推進プランと合わせて、研究の成果が現れるよう指導してまいります。

最後に、第三中学校です。

90 ページを御覧ください。

学力向上を図るための全体計画の下段にあります本校の授業改善に向けた視点、指導内容・指導方法の工夫では、対話的な学びの実施、放課後の補充教室の実施などを位置付けています。

91 ページからの各学年の改善プランからは、発表や話し合いを通して、生徒同士の力で正しく読み取る力をつけさせること。教え合いながら、課題解決の方法を考えさせることなどに重点を置き、指導することが挙げられております。

また、学習意欲を高める方策として、各教科でICTの活用を挙げております。

第三中学校では、今年度、ICTを活用した授業実践を校内研究のテーマとしていること

から、各教科で効果的な活用を推進し、学力向上を図っていくこととしております。

以上、3校について説明をさせていただきました。

各学校においては、このプランを基に、具体的に日々の授業改善を図っております。学力向上を図るためには、児童・生徒が課題とするものをできるようにするまで反復する基礎・基本の定着と、児童・生徒が主体的・対話的に学びを深められる授業改善が必要と考えます。

教育委員会といたしましては、各学校のプランに基づいた各学校の取組の充実に向け、また新学習指導要領が目指す児童・生徒の学びが展開されるよう、若手教員研修会などの研修の場や、各学校での校内研究、授業観察を通して指導してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

私からは以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、6点目でございます。

中久保図書館及び公民館中久保分館の臨時休館についてでございます。

資料6を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、図書館長から報告いたします。

三條図書館長、お願いいたします。

○三條図書館長 それでは、中久保図書館及び公民館中久保分館の臨時休館について、御報告をいたします。

今般の臨時休館は、施設内にアライグマ、ハクビシンが入り込み、天井のエアコン設備を汚損、破損されたため、緊急に修繕をさせていただくものです。

臨時休館の期間は、令和2年11月3日火曜日、4日水曜日としており、実際の工事は前日の通常休館日から行い、3日間の工期といたしております。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 教育長報告は以上でございます。

7点目のその他でございますが、特に報告等はございません。

教育長報告に対する質疑等があればお受けいたします。

大野教育長職務代理者、お願いいたします。

○大野職務代理者 学校選択制の申請状況について質問をさせていただきます。

学校選択制につきましては、当然、教室の関係などから、各学校に受入れの枠があり、昨年度の場合にはその枠を上回った学校で抽選も行われたと記憶しておりますが、今回の申請結果は、それぞれの学校の受入れ枠の範囲内、言い換えれば、申請者全員が希望どおりの学

校に行ける状況だと、そのように理解してよろしいのでしょうか。御説明、お願いいたします。

○池谷教育長 井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 お答えいたします。

今年度の申請状況を踏まえまして、今年度につきましては、第一中学校について抽選を実施する予定でございます。

以上でございます。

○池谷教育長 大野教育長職務代理者、いかがでしょうか。

○大野職務代理者 ありがとうございます。

今年も希望者全員の意向が、そのまま通ることではないということですね。この学校選択制につきましては、昨年の定例会で制度の維持を前提にお話をさせていただいたところではあるんですが、私の考えも揺れておりまして、これほど多くの学校選択の希望があるということは、特色ある学校づくりの成果だと、そういう見方もあるかとは思いますが、一方で多くの子供たちが抽選に外れて、希望しない学校に行かざるを得なくなると同時に、そういう希望しない学校に行かざるを得なくなった多くの生徒を迎えてスタートしなければいけない学校もあるということの意味しているかと思えます。どちらにとっても不幸なことと言わざるを得ません。

たしか、この状況は、これで3年連続になるかと思えますけれども、果たしてこれを続けていっていいものかどうか、私としては、そろそろ考える時期にきているのではないかとも思っているんですが、いかがでしょう。考えをお聞かせいただければと思います。

○池谷教育長 井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 お答えいたします。

担当といたしましては、学校選択制の過去からの実績を見ますと、やはり一定の期間に、各学校、1つの学校に希望が集中してしまっている時期があったりというような様子が見受けられます。ここ3年、学校選択制の抽選会を第一中学校については実施する事態となっておりますが、過去の経過を踏まえ、中期的、長期的な視点で制度の在り方について考えていかなければいけないのかなというように認識をしております。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

大野教育長職務代理者、いかがでしょうか。

○大野職務代理者 ありがとうございます。

長年、親しまれた制度を改めるというのは大変なことなんですけれども、今後とも制度が適切に運用されているかどうか、注視していただきたいと思います。

そして、その結果として、子供たちや学校現場にマイナスになるような状況が見られたときには、躊躇なく制度の見直しを進めていただければと考えております。

よろしく願いいたします。

○池谷教育長 その他、委員の皆さん、いかがでしょうか。

比留間委員、お願いいたします。

○比留間委員 今の学校選択制について、意見というか、一言、述べさせていただければと思うんですが、先ほど井上課長からもありました、過去において、ある学校が人気があるというような傾向が過去にもあったということなんです、学校選択制について、子供たちはいろいろな思いですとか、意思、志を持って、その学校を選んでいるのかなと思うんですね。できることであれば、その希望というのをかなえてあげたいというところもありますが、やはり教室など、学校の収容できる人数、ハード面においてもなかなか全てがかなえられないという状況でございます。

それぞれ学校を選ぶ中で、家庭内で親と子でいろいろ十分に話し合い、子供たちが強くというんですかね、大きな志を持って学校を選択していただくよう、保護者の方々にも御理解をお願いしたく、教育委員会としてもこれから働きかけていければ、よろしいのかなと思っています。

以上です。

○池谷教育長 ありがとうございます。

その他、委員の皆さん、いかがでしょうか。

潮委員、お願いいたします。

○潮委員 授業改善推進プランについて、一言、述べさせていただきます。

先ほど加藤指導主事からもございましたとおり、今年度は学力調査がありませんでしたので、各先生方は、この授業改善推進プランを立てること、とても大変だったと思います。ですが、私、拝見いたしまして、児童・生徒の実態ですとか、計画内容というものが非常に明確で、完璧にまとめられているように感じました。

例年あります都の学力調査による正答率でありましたり、都の平均などという数字にとらわれることなく、児童・生徒の本質的な部分といいますか、実態に応じて立てられたのでは

ないかと思いました。

また、学校によってはという言葉が正しいか分かりませんが、学習指導要領にございます主体的・対話的で深い学びというところを意識した指導計画が、具体的に示されていると感じました。ぜひ、充実した授業をしていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○池谷教育長 貴重な御意見、ありがとうございます。

杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員 それでは、私も授業改善推進プランについて、感想と質問をさせていただきます。

感想ですけれども、学力調査はないんですが、各学校ともそれぞれの実態や課題を踏まえて、改善のプランが、よく考えられていると思いました。朝読書や、東京ベーシック・ドリル、少人数、TT、eラーニングなど盛り込まれて、また独自に学校で工夫された授業スタンダード、なるほど塾や英語モジュール、eライブラリ、スペリングなどのテスト、放課後の学習、質問教室など、改善に向けた工夫や仕組みが具体的に盛り込まれていると思いました。

また、第十小学校、小中一貫校村山学園、第五中学校では、新学習指導要領を照らした年間指導計画、評価計画基準の見直しとか、各教科の重点の共通理解、全面実施に向けた指導と評価の一体化について研究をされるということで、新学習指導要領実施に当たって、その視点を強調されているということが印象に残りました。各学校とも、内容的にもいろいろ工夫されていると思いました。

質問なんですが、新学習指導要領の趣旨を踏まえた実施のために、市の教育委員会として何かなさっていることはございますでしょうか。

○池谷教育長 赤坂指導・教育センター担当課長、お願いします。

○赤坂指導・教育センター担当課長 お答えいたします。

新学習指導要領のポイントとしまして、各教科等の特質に応じた見方、考え方を働かせること、また、知識・技能、思考力・判断力・表現力、そして主体的に学習に取り組む態度の3観点で評価することなど、学習指導要領のポイントを、校長会や教務主任会を通して周知徹底しているところでございます。また、市内の小学校、中学校の教育研究会におきましては、各教科の専門家等を講師として招聘し、新学習指導要領の全面実施について、教員が研修を深めているところでございます。

以上でございます。

○池谷教育長 杉原委員、いかがでしょうか。

○杉原委員 具体的に指導、助言をされ、校長会などで御指導いただいているということで安心いたしました。また、市教研では、専門家などの講師が、ポイントを指導、助言してくださっているということがよく分かりました。

例えば市教研を通してでもいいのですが、新学習指導要領の実施に当たって、指導計画や評価計画を作成して、冊子にするなど、非常に大事なことだと思います。というのは、本市の学校は若い先生方が多いので、市の教育委員会が中心にやっていくことによってさらに専門性を育てることができるし、また学校の支援にもなるだろうと思います。ぜひ、そういう点でも推進をよろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

○池谷教育長 ありがとうございます。しっかりやりたいと思います。

その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 ありがとうございます。

質疑なしと認めます。

これをもって、教育長報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 議案第69号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第4 議案第69号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案第69号の提案理由を説明させていただきます。

教育委員会事務局職員を任免する必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

神子教育部長、お願いします。

○神子教育部長 それでは、議案第69号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時

代理の承認につきまして、御説明をいたします。

本件につきましては、令和2年9月23日付で市長から協議があり、回答する必要が生じましたが、会議を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、同日付で臨時代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御承認をお願いするものでございます。

別紙を御覧いただきたいと存じます。

教育委員会事務局職員の令和2年10月1日付の昇任・昇格、任命及び解任でございます。

内訳でございますが、主任職への昇任・昇格が1名。

任命が、係長職が1名、主任職が1名。

解任につきましては、係長職1名、一般職2名の合計9名でございます。

以上、議案第69号の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

議案第69号は、人事案件のため討論を省略いたします。

これより議案第69号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

---

◎日程第5 議案第70号 武蔵村山市立学校の学校医の解嘱及び委嘱に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第5、議案第70号 武蔵村山市立学校の学校医の解嘱及び委嘱に係る臨時



代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案第 70 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立第一小学校及び小中一貫校大南学園第四中学校学校医の辞任申出に伴い、学校医を解嘱及び委嘱する必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案第 70 号 武蔵村山市立学校の学校医の解嘱及び委嘱に係る臨時代理の承認について、御説明申し上げます。

第一小学校及び小中一貫校大南学園第四中学校の学校医につきましては、平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 2 年間の任期でお願いをしていたところでございます。

しかし、学校医から任期途中の令和 2 年 9 月 30 日をもって辞任の申出がございました。

当該申出を受けて、第一小学校及び小中一貫校大南学園第四中学校の現任の学校医を解嘱し、併せて後任の学校医を委嘱したものでございます。

後任の学校医の任期でございますが、武蔵村山市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する要綱第 4 条第 1 項、ただし書の規定により、前任者の残任期間でございます令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとしております。

また、同要綱第 3 条第 1 項において、学校医は医師会の推薦により委嘱する旨の規定がございます。後任の学校医につきましては、当該規定に基づき、医師会から御推薦をいただいた方に委嘱をしたものでございます。

なお、後任の学校医の氏名、勤務先所在地及び住所は、資料にお示ししたとおりでございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第 70 号 武蔵村山市立学校の学校医の解嘱及び委嘱に係る臨時代理の承認  
についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎日程第 6 その他

○池谷教育長 日程第 6、その他に入ります。

委員からの報告等の御発言があればお受けいたします。

特によろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 事務局からの報告等の御発言があればお受けいたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 事務局からはございません。

以上でございます。

○池谷教育長 これをもって、その他を終わります。

---

○池谷教育長 次に、日程第 7、議案第 71 号の審議といたします。

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項、ただし書の規定に  
基づき、秘密会で審議したいと思います。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、秘密会とすることに決しました。

ただいまから会議を秘密会といたします。

ここで関係者以外の職員が退席いたしますので、暫時休憩いたします。

午前10時07分休憩

午前10時08分再開

○池谷教育長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第7 議案第71号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の懲戒処分について  
(議案第71号は人事案件のため、会議録は非公開)

---

◎閉会の辞

○池谷教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和2年第10回教育委員会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前10時14分閉会